

平成30年度都区財政調整協議会幹事会協議内容（第2回都区財政調整協議会：H30.1.9）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	【態容補正】議会運営費の見直し	平成23年の地方自治法改正により、議員定数の法定上限が撤廃されたため、現在の条例定数は、各区議会において自主的に区議会のあるべき姿等について十分に議論を重ねた上で設定されている。そのため、財調算定上も条例定数を用いた補正に改めることが、適切な算定方法であると考えられる。 あくまで都案による見直しが適切な算定方法と考えているが、都としても、世田谷区の状況については認識しており、区側で検証の上、平成31年度財調協議の場において見直しの提案をするのであれば、暫定的な扱いとして人口上限を撤廃することに異論はない。	区側としては、現行の態容補正に一定の合理性があると認識しており、現状では、都案による合意はできないと考えている。 しかしながら、平成30年度財調当初算定において、世田谷区の人口が90万人を超え、現行の人口区分においては補正の対象外となる可能性が高い。そこで、次年度以降、本事業については、引き続き協議することとし、都区で見直しについて合意できるまでの間、現行の500,000人以上899,999人以下の人口区分の上限を撤廃することとしたいと考える。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
2	老人福祉増進事業費の見直し	老人福祉増進事業費において「その他」として計上されている老人福祉電話通話料補助事業費、火災安全システム事業費について、標準区経費がほぼ据置きになっていることと、実施区が少数であることから、算定を廃止する。	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。	老人福祉増進事業費の「その他」として計上されている老人福祉電話通話料補助事業費、火災安全システム事業費について、算定を廃止する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	成人保健対策費（健康手帳の交付）の廃止	<p>本事業は健康増進法に基づく厚生労働省通知「健康増進事業の実施について」により各区市町村における作成・交付が求められていたところであるが、平成28年度末で当該通知が改正され、事業の実施方法として厚生労働省ホームページからのダウンロードが原則とされている。</p> <p>また、都福祉保健局の健康手帳事業に係る補助実績によると平成28年度において交付に係る補助実績があるのは半数に満たない状況であり、実績のある区の交付件数を見ても40歳以上人口との相関がみられないなど、標準区の適正な規模設定が判断できない状況にあると考える。</p> <p>以上のことから、算定を廃止する。</p>	<p>都側の資料によると、平成28年度に交付実績があるのは10区であり、交付件数の区間のばらつきも非常に大きい状況にある。</p> <p>また、交付方法が原則として厚生労働省ホームページから対象者がダウンロードするものとされたことを踏まえ、今後実施区数は減少していくことが見込まれることから、都案に沿って整理する。</p>	健康手帳の交付について、算定を廃止する。
4	成人保健対策費（機能訓練）の廃止	<p>本事業は健康増進法に基づく厚生労働省通知「健康増進事業の実施について」により各区市町村において実施が求められていたところであるが、平成28年度末で当該通知から本事業に係る事項が削除されており、事業実施根拠が失われている。</p> <p>また、都福祉保健局より提供を受けた本事業に係る補助実績によると、平成28年度において実施実績がある区が限定されるうえ、その実施規模、被訓練延人員1人あたりの経費に乖離が存在しており、標準区の適正な規模設定が判断できない状況にあると考える。</p> <p>以上のことから、算定を廃止する。</p>	<p>都側の資料によると、平成28年度に実施実績があるのは7区であり、事業規模の区間のばらつきも非常に大きい状況にあることを踏まえ、本事業を引き続き標準算定することは困難であることから、都案に沿って整理する。</p>	機能訓練について、算定を廃止する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	【態容補正】勤労福祉会館管理運営費の廃止	<p>この事案について、都側は、平成28年度財調協議以降、引き続きの検討課題として認識している。</p> <p>平成29年度財調協議において、都側は標準区としての「あるべき需要」を考える上で、勤労福祉会館と商工振興センターは同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきと提案した。区側からは「設置条例における設置目的については数区で重複部分を確認できるが、業務内容における会議室等の貸出し機能の一部のみの重複をもって態容補正の見直しを行うことは妥当でない。」との発言があった。勤労福祉会館と商工振興センターの設置目的や会議室等の貸出し機能が重複している事実について、区側も認識している。その一方で、都側が例示した会議室等の貸出し機能の重複についてのみ焦点を当て、実態があることを理由に反論した。</p> <p>このように、平成28年度財調協議以降、協議を重ねているが、都区の議論がかみ合わず合意には至っていない。</p> <p>また、都側は、平成29年度財調協議における区側の意見を踏まえ、これ以降毎年度、両施設の設置目的・事業内容・利用者種別・施設面積・決算など特別区の実態調査を行っている。把握した実態も踏まえ、商工振興センターと勤労福祉会館とは財調制度における「あるべき需要」を考える上では、同じカテゴリーの中で一体的に整理すべきであると判断している。</p> <p>区側も御存じのとおり、財調制度における標準区の「あるべき需要」とは、現に施設があり、経費が発生していることのみを捉えて設定している訳ではない。すなわち財調制度は決算を補填するものではない。</p> <p>こうしたことから、都側としては、実態を踏まえつつ財調上の考え方を整理する観点から「勤労福祉会館管理運営費の態容補正の廃止」を提案する。</p> <p>（続きあり）</p>	<p>勤労福祉会館と商工振興センターは、別施設であり、財調制度において個別に算定されるべきである。算定方法についても、都側調査結果から両施設に係る各区の決算額を精査したところ、概ね特別区の実態を捕捉したものとなっていることから、現状においては、現行算定が適切であると考える。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【態容補正】 勤労福祉会館管理運営費の廃止（つづき）	<p>本事案については、平成28年度財調協議以来、引き続きの検討課題とし協議しているが、区側は都側の提案に対して、実態があるから別施設であり個別算定すべきであると例年と同様の意見を繰り返すのみである。</p> <p>平成29年度財調協議の第1回幹事会において、区側から「現状の算定額が決算実績等各区の実態からみて妥当か否かという検証は、当該事業に限らず随時行うことが財調上のありべき姿として必要であると考えている」との発言があった。</p> <p>このように区側も問題意識を持っているのであれば、区側が両施設の実態について、具体的にどのように分析・検証したのか、また、どのような結果になったのか確認したい。</p> <p>それを踏まえ、適切な「あるべき需要」をどのように考えているのか見解を確認したい。</p> <p>しかしながら区側から両施設の実態について、具体的な検証結果が示されず議論も深まらなかった。こうしたことから来年度以降、引き続きの課題としたい。</p>		
6	土木自動車整備費の廃止	<p>道路橋りょう費で算定している土木自動車整備費について、毎年度、都で実施している調査によると、賃借等の実績が少なく、特別区における標準的需要とは言えない状況である。そのため、当該経費の算定を廃止する。</p>	<p>特別区の実態として、当該経費は土木工事にかかる委託料や工事請負費に振り替わっていることが考えられるため、土木自動車の賃借等の実績値のみをもって見直すのではなく、関連する各事業の算定状況等を検証した上で見直す必要があると考える。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
7	【態容補正】 公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業の廃止	<p>都市整備費の態容補正において、まちづくりに要する経費を算定対象としている23項目のうち、公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業については、15年近く算定実績が無く、また、今年度行った調査結果によると、各区に今後の事業実施予定が無いことが確認できた。そのため、当該算定項目を廃止する。</p>	<p>今後の事業実施予定を含めた特別区の実態に基づくものであり、合理的かつ妥当な見直し内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。</p> <p>なお、将来的に特別区が当該事業を実施した場合の財調上の対応について、区側としては特別交付金により算定すべきものとする。</p>	<p>まちづくり事業費の態容補正について、公有水面埋立事業及び下水処理場覆がい事業を廃止する。</p>

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	【態容補正】地区計画促進事業における算定率の見直し	都市整備費の態容補正において算定している23項目のうち、国や都の補助事業については、基本的に補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」の算定率で算定しており、その他の区単独事業については、前年度実績額の「1/2」を算定している状況である。 地区計画促進事業については、平成15年度に都の補助制度が廃止されているにも関わらず、前年度実績額の「2/2」を算定しており、他の算定項目との均衡を失っている。 都市整備費の態容補正における算定の均衡を図るため、前年度実績額の「1/2」の算定率に改める。	財調は、区の一般財源負担を「あるべき需要」の考え方をもって算定するものであり、都の補助制度と連動するものではなく、都側提案は妥当ではないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
9	公園費の見直し	現在、土木費において算定している新設公園の事業量は「1,500㎡」となっており、毎年度当該面積を取得したものを整備する設定となっている。 しかし、今年度、直近3か年の整備状況について、実態調査を行ったところ、その事業量は「382㎡」であった。 このため、新設公園の事業量を、現行の「1,500㎡」から「400㎡」に見直す。 都としては、本来は今年度すぐに見直すべき問題と考えるが、来年度、区側から十分な検証が行われた上で、改善提案が行われるものと理解する。	用地取得実績のみをもって、単純に工事費、用地費双方の事業量を見直すことは妥当ではないと考える。また、本事業については、経費の性質上、年度間のばらつきが大きい ため、見直しにあたっては部分的な実態に合わせるのではなく、財調の算定として、総合的な観点からあるべき需要の水準について検証していくことが必要と考える。 次年度以降、より合理的な算定手法や標準区経費としての適正な水準について検証し、見直しに向けて検討する。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	道路改良工事費及び公園維持管理費の見直し	平成29年度から、新たに事業認可を受けて都市計画事業として道路や公園の更新・改修を行う場合については、都市計画交付金の対象になる扱いとなった。 事業認可を受けて都市計画事業として更新・改修を行った場合、都市計画交付金と特別区財政調整交付金の土木費において、算定の重複状況が生じてしまうため、当該部分の重複算定の解消を図る必要がある。 道路改良工事費については、区側修正案に沿って重複していると考えられる道路改良工事費について、該当する事業費を限定し調整する態容補正を新設することで整理する。 公園維持管理費について、区側は「算定されている経費は経常的な維持補修に係る経費であり、都市計画交付金対象経費との重複は無い」との見解だが、公園維持管理費における改良工事費の内容及び更新・改修に伴う都市計画交付金の算定対象経費の内容を明確にしない限り、両者の間に「重複はない」と言い切ることは出来ないと考え、都としては、道路橋りょう費と同様に、公園費においても該当する事業費を限定し調整する態容補正を新設すべきと考える。	都市計画交付金の対象事業拡充に伴い、財調上、一部の事業において、算定の重複が生じることについては区側としても認識している。そのため、重複していると考えられる道路改良工事費について、該当する事業費を限定し調整する態容補正を新設する。 なお、公園維持管理費については、算定されている経費は経常的な維持補修に係る経費であり、都市計画交付金対象経費との重複は無いことから、見直しは不要と考える。	道路改良について、都市計画交付金との重複算定を解消するための態容補正を新設する。 公園維持管理費については、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
11	科学教育センター運営費の廃止	科学教育センター運営費において、標準区設定された当時の制度趣旨と現状の実施内容が乖離していることから、算定を廃止する。	科学教育の振興といった趣旨のもと、科学教室が各区において実施されている普遍的な事業であることを踏まえれば、算定を廃止する都案は妥当ではないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
12	学級・講座運営費の見直し	報償費について、標準区経費と区の実績値に乖離が生じているため、都の謝金支払い基準や区の実績等を勘案し、講師単価等の見直しを行う。	都案は、報償費のみを見直す内容であり、事業全体の実施状況を踏まえた検証が必要であることから、妥当ではないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	【態容補正】義務教育施設新增築経費の見直し	義務教育施設の新築、増築等に要する経費を加算する態容補正について、既設校の増築に係る算定面積との整合性を図る観点から、新築校の校舎の建設費及び特定財源に係る算定面積を「国庫資格面積」とする見直しを行う。 あわせて、統合校の建築費に係る算定面積を、「統合後の校舎の国庫資格面積から統合前の校舎の保有面積を差引いた面積」とする見直しを提案する。	新築校の校舎建設に係る算定面積の見直しについては、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」において、地方公共団体の創意工夫を活かした施設整備が要請されていることなどから、現行算定が妥当であると考えます。 また、統廃合による改築に係る算定面積の見直しについては、統廃合による改築が学校の適正配置を目的とする点で、老朽化による改築とは趣旨が異なり、各区が着実な取組を進める上で、現行どおり算定すべきである。	協議が整わなかった項目として整理する。

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項
基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金	各区に通知された負担金額をもとに、標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。なお、次年度以降については、毎年度の負担金に連動してメンテナンスを行うことが適当であると考えている。	社会保障・税番号制度に係る事務を行う上で必要となる自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金について、新規に算定する。次年度以降、毎年度の負担金に応じてメンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。	自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費負担金について、新規に算定する。
2	広報広聴費（区民意識意向調査）	企画調査費において、調査・計画に係る委託経費が算定されており、その経費との重複が懸念される。調査部署や調査名にとらわれず、改めて調査内容を精査した上で、必要に応じて企画調査費も併せた再検討が必要と考える。	広報広聴費について、区民の定住意向、区への愛着や誇り等の区民意識意向調査に係る経費を新規に算定する。本提案事業は、主に広報分野が行う、いわゆる「世論調査」を対象としたものであり、各区の基本構想等を対象とした企画調査費との重複はない。	協議が整わなかった項目として整理する。
3	被災者生活再建支援システム運用経費	平成29年度財調協議を踏まえ、共同利用型システムの導入状況やそれに要する経費を反映させた標準区経費の設定となっていることから、区案に沿って整理する。	被災者生活再建支援システムの維持管理に係る経費について、新規に算定する。	被災者生活再建支援システム運用経費について、新規に算定する。
4	防災対策（災害医療体制検討会議）	特別区として万全な災害対策を進めることについては否定しないが、厚生労働省通知により委員の設置が義務付けられるものではない。また、設置区の数をもって普遍性が認められるものではなく、各区の実績にもばらつきがあることから、標準区経費として設定することは困難と考える。	防災対策について、厚生労働省通知に基づき運営する災害医療体制検討会議の委員に係る経費を新規に算定する。特別区では現に当該通知に基づき18区で会議体が設置されているところである。また、会議開催についても、半数以上の区で実績がある。特別区として万全な災害対策を進める観点からも、標準区経費として算定すべきものと考えている。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	防災井戸関係経費	防災井戸については、各区様々な事情に基づき事業を実施しているものと認識している。そうした状況において標準区設定するのであれば、各区の実施内容を精査し、標準区経費として算定すべき事項を整理するなど、合理的な算定方法について検証を行う必要があると考える。	災害時の生活用水等を確保するための防災井戸に係る経費について、新規に算定する。防災井戸については、災害時の飲料水確保などを目的として全区で設置されており、大半の区で経費が発生している普遍的な需要である。	協議が整わなかった項目として整理する。
6	安全安心まちづくり推進事業費（自動通話録音機貸与事業）	平成29年度の予算額をもって標準区経費を設定することは、合理的理由に欠けると考えられるが、事業スキーム変更後の平成28年度実績をもって標準区経費を設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていることから、区側修正案に沿って整理する。	安全安心まちづくり推進事業費について、高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止対策として実施する自動通話録音機貸与事業に係る経費を新規に算定する。各区は、都の補助スキームに合致した予算編成をしており、標準区経費の設定に平成29年度予算を用いることは、標準区経費の根拠として十分に足りうると考えるが、都側の意見を踏まえ、平成28年度決算により改めて標準区経費を設定した。	自動通話録音機貸与事業について、新規に算定する。
7	地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業経費	総務省通知に必要な整備内容が示されていることは承知しており、各区において同様の整備が必要であることも認識している。しかし、同様の整備が必要であっても、補助金を受けていない区や経費が発生しない区もあるなど、各区様々な事情に応じて対応するものと認識しており、標準区経費としての設定は困難と考える。	総務省通知に基づく地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に係る経費について、新規に算定する。経費が発生していない区については、総務省通知以前から、必要な整備を行っており、当該通知による経費が発生していないことを確認している。また、各区の様々な事情に応じて対応するものと認識しているとのことだが、本事業は総務省通知に必要な整備内容が示されており、各区において同様の整備が行われている。当該経費については、地方交付税でも算定されており、標準区経費として算定すべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	都区市町村電子自治体共同運営システム経費	<p>都区市町村電子自治体共同運営システム経費については、現状においても、実態を踏まえた算定となっていると考えられているが、固定比率の見直しに関しては、都側としても、より実態に合った比率に見直す必要があると考える。</p> <p>また、負担金についても、協議会負担金とその他の負担金を併せた算定とすることが、標準区経費として妥当と考える。</p> <p>東京電子自治体共同運営協議会から通知されている、平成30年度の委託料及び負担金を用いた区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていることから、区側修正案に沿って整理する。なお、次年度以降については、毎年度の委託料及び負担金を用いてメンテナンスを行うことが適当であると考える。</p>	<p>都内区市町村の電子入札等の利用における、都区市町村電子自治体共同運営システムに係る経費について、算定を充実する。</p> <p>都側から提供された平成30年度の委託料及び負担金を確認したところ、当初提案の際に用いた平成29年度の負担金及び委託料が見直されていることが確認できたため、当初提案と同様の手法により、改めて標準区経費を設定した。次年度以降、毎年度委託料及び負担金を用いてメンテナンスを行うことについては異論はない。</p>	<p>都区市町村電子自治体共同運営システム経費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>
9	法務管理費（報酬）	<p>特別区における弁護士活用が多様化しているとしても、現在算定されている顧問弁護士とは、雇用形態等が異なるものと認識している。区案はそうした実態を踏まえておらず、合理的な算定となっていないと考える。</p>	<p>法務管理費について、区政における弁護士活用の多様化を踏まえ、顧問弁護士に対する報酬の算定を充実する。</p> <p>調査結果からも分かるように特別区における弁護士活用が多様化している状況は顕著であり、その実態を踏まえた算定とすることが合理的と考える。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>
10	防災市民組織育成費	<p>防災用資器材の購入等に係る経費の区案は、各区の実績を用途に応じて分類したに過ぎず、標準区経費として算定すべき事項を整理したとは言えない。各区の防災用資器材の配備状況にばらつきがある以上、実績そのものをもって標準区経費とみなすことはできないと考える。</p> <p>なお、防火防災訓練災害補償等掛金については、標準区経費として妥当であるため、区案に沿って整理する。</p>	<p>防災市民組織育成費について、特別区の実態を踏まえ、防災用資器材の購入に係る経費の算定を充実するとともに、防火防災訓練災害補償等掛金について新規に算定する。</p> <p>本提案は、防災用資器材を用途に応じ分類し、それぞれにおける標準区経費を設定したものであり、特別区の実態を捕捉したものであると考える。</p>	<p>防火防災訓練災害補償等掛金について、新規に算定する。</p> <p>なお、防災用資器材の購入経費等については、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	帰宅困難者対策用食料等の備蓄（一時滞在施設用）	各区の事業進捗に合わせた見直しであり、区案に沿って整理する。ただし、現時点では、最終的に確保が必要な規模が未確定であるなど課題も残されていると認識しており、今後もあるべき需要を適切に反映させる観点から、算定方法の見直しも含めて検討していく必要があると考える。	一時滞在施設用の帰宅困難者対策用食料等の備蓄に係る経費について、算定を充実する。	一時滞在施設用の帰宅困難者対策用食料等の備蓄について、算定内容（経費全体）を見直す。
12	庁舎維持管理費（交換便等）	人件費との整合が図れているものとするためには、委託料と人件費との明確な整理を行った上での標準区設定が必要であり、現時点では、適切な標準区設定は困難であるとする。	庁舎維持管理費について、特別区の実態を踏まえ、交換便委託料に郵便業務委託料を追加算定し、算定を充実する。区側提案における標準区経費は、財調における人件費の大幅な見直しの根拠とした平成25年度調査結果を参考に、それ以前から郵便業務を委託している区を抽出して設定したものであり、人件費との整合性は図れているものとする。	協議が整わなかった項目として整理する。
13	地域コミュニティ活動支援費	区案は、過去の協議経過も踏まえた合理的な根拠が示されているとは言えず、妥当性に欠けると考える。加えて、年度間のばらつきや特定財源の扱いの観点からも、合理的な算定となっているとは言えず、精査が必要と考える。	地域コミュニティ活動支援費について、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実する。区民関係等事務費における需用費、役務費は、区民相談等に係る経費が算定されており、本経費における当該経費とのすみ分けは整理できていると考える。また、委託料、負担金補助及び交付金の算定方法の見直しについては、事業ごとに経費を精査した結果、現状、算定に含まれていないものについても実態は支出科目の違いであり、内容は同様のものであるため、算定に含めるべきである。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	新地方公会計制度運用経費	あるべき需要を算定するにあたり、予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。また、公会計システム運用経費について、財務会計システムで運用を行っている区がある以上、そうした状況も踏まえて検証を行う必要があると考える。	新地方公会計制度運用経費について、公会計システム運用経費を追加算定するとともに、財務書類作成委託料の算定を充実する。 財務書類の作成方法が変更されることに伴う見直しであり、現在の事業規模を踏まえた予算編成を行っていることから、平成29年度予算は標準区経費の根拠として十分に足りうると考える。また、公会計システム運用経費については、財務会計システムでの運用を行っている区の経費は含めておらず、個別の算定が可能であると考え。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
15	公金取扱手数料	平成30年度から、公金取扱手数料が改定されることに伴い、現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。	公金取扱手数料の受託業務経費について、平成30年度からの受託手数料単価の上昇を踏まえ、算定を充実する。	公金取扱手数料について、算定内容（役務費）を見直す。
16	監査委員費	固定費割合については、常勤、非常勤それぞれの実態を踏まえた上で設定すべきと考える。 また、委託料に関しては、監査委員に係る事務量等への影響の議論に加え、委託内容や規模にばらつきがあることから、標準区設定は困難と考える。	監査委員費について、一部固定費を導入するとともに、経費全体を見直し、算定を充実する。 非常勤監査委員数は全区で3人となっており、財調において適切に算定するためには固定・比例の設定を改める必要があると考える。また、委託料は工事監査委託に係る経費であり、高度な専門的能力を要する分野の監査を外部委託するものである。このことから工事監査を外部委託したとしても監査委員に係る事務量等に影響はないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
17	自治体総合賠償責任保険費	保険料の設定方法や特別区の実態を踏まえて現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。 なお、次年度以降についても引き続き、毎年度の負担金の予定額をもとにメンテナンスを行うことが適当であると考え。	自治体総合賠償責任保険費について、保険料の一部が人口以外の指標で算出されているため、一部固定費を導入し、算定を改善する。 次年度以降、毎年度の負担金の予定額によりメンテナンスを行うことについて異論はない。	自治体総合賠償責任保険費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
18	全国市長会負担金	特別区の実態や現行算定の設定方法を踏まえて再設定された区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていることから、区側修正案に沿って整理する。	全国市長会負担金について、負担金の見直しを踏まえ、算定を縮減する。 都側の意見を踏まえ、算定開始時の設定方法に合わせて、改めて標準区経費を設定した。	全国市長会負担金について、算定内容（経費全体）を見直す。
19	全国市議会議長会負担金	特別区の実態や現行算定の設定方法を踏まえて再設定された区側修正案は、合理的かつ妥当な水準となっていることから、区側修正案に沿って整理する。	全国市議会議長会負担金について、負担金の見直しを踏まえ、算定を縮減する。 都側の意見を踏まえ、算定開始時の設定方法に合わせて、改めて標準区経費を設定した。	全国市議会議長会負担金について、算定内容（経費全体）を見直す。
20	職員被服貸与費	特別区の実態に合わせて現行算定を見直すものであることから、区案に沿って整理する。	職員被服貸与費について、特別区の貸与基準等の見直しを踏まえ、算定を縮減する。	職員被服貸与費について、算定内容（経費全体）を見直す。
21	社会福祉法人認可等事務費	社会福祉法における社会福祉法人の所轄庁に係る規定は承知しているが、今回の区側提案によると、各区によって計上されている経費が異なっており、都区財政調整における標準区経費として、どのような内容を設定するのかが整理されていないと考える。	区市町村に移譲されている社会福祉法人認可等事務に係る経費について、新規に算定する。 法令で定められた普遍的な事務であり、22区で実施していることから、財調算定すべき事業と考える。経費の設定についても、特別区の実態を踏まえて精査しており、合理的かつ妥当な水準であると考え。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
22	敬老事業費	区側提案に係る事業は、規模や実施形態を含めその必要性の有無について各区が財政状況や住民ニーズなどを踏まえて、政策的判断により行っているものであると考え。	高齢者を対象に敬老の日に記念品を贈呈する等の事業に係る経費について、新規に算定する。 全区で実施している普遍的な事業であり、今後も高齢者の増加が見込まれることから、経費の増大が見込まれる。特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行ったものであり、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	介護人材確保・定着支援事業費	都区財政調整における基準財政需要額は、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされる額とされる。 今回の区側提案は、各区が様々な手法で実施している実態を踏まえ、包括算定として標準区経費を設定する、とされているが、この提案では、基準財政需要額としてのあるべき需要額が整理されていない、と考える。	介護人材の確保や定着支援を行う事業に係る経費について、新規に算定する。なお、特別区の実施実態を踏まえ、包括算定とする。 急速な高齢化と労働人口の減少に備え、定着が困難な介護人材の確保に取り組む事業であり、各区が様々な手法で実施している実態を踏まえ、包括算定として提案したものである。標準区経費の設定は十分可能と考える。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
24	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	区側提案は、国庫補助事業の対象経費を基準財政需要額に算入するというものであり、妥当であると考えられることから、精査された区側修正案に沿って整理する。	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、経費の設定方法について見直し、改めて標準区経費を設定した。	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費について、新規に算定する。
25	定期利用保育補助事業費	区側提案は当初、平成29年度予算額をもとに設定され、各区が単独で実施している事業も含まれていたが、修正案により標準区経費の設定が精査されたことから、区側の修正案に沿って整理する。	パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保護者の多様な就業形態と保育需要に対応することを目的として、保育所等において児童を定期的に保育する事業に係る経費について、新規に算定する。 区側としては、本来、各区が単独で実施している事業も含めた実態に基づく算定とすべきと考えるが、今回は都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	定期利用保育補助事業費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
26	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費	<p>平成29年度財調協議において都側からは、平成29年度都区財政調整に係る区側提案は、平成28年度の予算をもとに標準区経費を設定するもので、平年度ベースの実績すら伺えず、標準区経費としての適正な水準が判断できないこと、一方で、待機児童対策が喫緊の課題であり、特別区においても更なる取組が必要な状況にあることから、都区財政調整においては、標準的な需要ではなく、臨時的な需要として位置付け算定すべきもの、との考えを示した。</p> <p>今回の区側提案についても、平年度ベースの実績が確認できず、昨年度と同様、都区財政調整における標準的な需要を検討するうえで、適正な水準かどうか、現時点で判断はできないと考える。</p> <p>このため、平成30年度の都区財政調整においても、平成29年度と同様に「待機児童解消緊急対策対応経費」として臨時的に算定し、平成31年度については改めて協議するものとして整理する。</p>	<p>認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、特別区の実態をもとに提案を行うものである。</p> <p>いずれの提案についても、今後の経費の見込みに懸念があるのであれば、既に財調で算定されている他の都補助金対象事業と同様に、補助金申請等の資料をもとに毎年度財調の算定額を更新していくことで、十分対応可能と考える。</p> <p>しかしながら、これまでの協議状況を踏まえると、今回の協議において、区側提案に沿った合意は困難であると言わざるを得ない。待機児童対策は喫緊の課題であり、各区の継続した取組が必要な状況にあることから、曲がりなりにも今回の協議が不調となり、平成30年度財調において本経費が算定されないことはあってはならないと考え、誠に不本意ではあるが、今回も都側の主張どおり臨時的な需要として整理し、昨年と同様の手法で算定することもやむを得ないと考える。</p> <p>都側から見解が示されたことを受け、各区の都補助額を基礎として標準区を設定し、一括して「待機児童解消緊急対策対応経費」として修正提案する。</p> <p>次年度においては、1年間を通じての実績が確認できることから、当然にあるべき需要として判断できると考えており、臨時算定ではなく、恒常的な標準算定すべき事業として提案を行いたいと考える。</p>	<p>認可外保育施設等保護者負担軽減事業費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、「待機児童解消緊急対策対応経費」として、新規に算定する。</p> <p>なお、単年度の算定とするが、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27	【態容補正】区立保育所管理運営費・私立保育所施設型給付費等（年度途中開所保育所運営費）	<p>区側が提案理由に挙げている待機児童対策について、今回の協議においても、特別区において喫緊の課題となっていることを踏まえ、待機児童解消に向けた経費を算定するなど、基準財政需要額に反映しているところである。</p> <p>一方で、この項目の区側提案は、測定単位の数値の算定方法に関するものである。区側の提案は、測定単位のうち、区立保育所及び私立保育所入所児童数について「年度途中に開所した場合及び定員拡大を実施した場合」の入所児童数を反映させるというものであるが、どの測定単位においても、年度の途中で数値が変動することはあり得ることである。</p> <p>測定単位の数値は当該年度の普通交付金を算定するためのものであり、普通交付金の算定に係る基準日が4月1日とされていることから、4月1日その他一定の基準日における客観的かつ的確な数値により算定を行うことが合理的な算定方法であると考ええる。</p>	<p>年度途中に開所した場合及び定員拡大を実施した場合の初年度の保育所運営に係る経費について、新規に算定する。なお、平成29年度財調協議の結果を踏まえ、今回は態容補正による算定を提案する。</p> <p>待機児童対策として各区は年度途中の保育所開設や定員拡大を行っており、平成30年度もさらなる拡大に取り組む状況が見込まれる。都も年度内に着手する保育所整備事業に対し支援を行っており、一定の基準日の数値による算定にこだわるのではなく、年度途中開所経費を適切に反映可能な態容補正により算定すべきと考える。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
28	国民健康保険事業助成費（データヘルス計画等）	<p>データヘルス計画については、国のガイドラインや東京都国民健康保険運営方針において計画策定が求められていることは認識している。</p> <p>しかしながら、区側の示す各区の実施状況を見る限り、標準的な計画の策定方法が確認できない。標準区を委託料により設定しているとのことであるが、委託によらず事業を進めている区も多い。また、委託料についても各区の水準にばらつきがあるまま平均値をもって経費が設定されており、各区における委託の内容にもばらつきがあることが想定される。そのため、標準区として実施すべき委託内容について整理検討したうえで改めて経費を設定すべきであり、現時点では算定すべきではないと考える。</p>	<p>国の保健事業指針に基づくデータヘルス計画及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等実施計画の策定に係る経費について、新規に算定する。</p> <p>標準区の設定として、多くの区で経費が発生している委託料により設定していること、またその水準については、調査から把握した各区の支出経費の平均値をもって設定していることから、いずれも妥当なものとする。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
29	宿泊所等管理運営費	区側提案は、標準区経費として設定されている分担金のうち施設整備費部分を見直すというものである。都側からは、区側の資料を確認のうえ、決算をもとに積算することが妥当であるという考え方を示したところ、区側から修正案が提示され、標準区経費が精査されたことから、区側の修正案に沿って整理する。	特別区人事・厚生事務組合が管理している宿泊所等施設の管理運営等に係る特別区の分担金について、施設整備経費を見直し、算定を充実する。施設整備は再編整備計画に基づき計画的に行うものであること、また特別区の実態を適切に反映させるという点から、標準区経費は施設整備経費に係る予算をもとに設定すべきと考える。当該年度の需要を算定するという財調の性質及び他の分担金も同様に予算で算定している実態を踏まえれば、当該経費も予算によることが妥当であると考え、このままでは合意することが難しいので、今回は決算をもとに改めて標準区経費を設定した。	宿泊所等管理運営費について、算定内容（宿泊所運営費等分担金）を見直す。
30	心身障害者緊急一時保護事業費	区側提案において見直しの対象とされている都型ショートステイ及び家庭保護について、区側の調査結果を踏まえると、都区財政調整における標準区経費の設定を見直す必要はあると考える。一方で、今回の区側提案は、これらの経費を、各区が単独で実施している事業に置き換えて標準区経費を設定するというものであるが、各区により実施状況が異なることから、今回の区側の調査結果をもとに標準区経費を設定することは妥当ではないと考える。	心身障害者緊急一時保護事業費について、法定外扶助の都型ショートステイ及び家庭保護に係る経費を見直し、算定を充実する。法定外扶助の実態が現行算定と乖離している状況を踏まえ、各区共通の経費を標準区経費として設定しており、合理的かつ妥当なものであると考える。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
31	地域生活支援事業費	区側提案は、地域生活支援事業のうち一部の事業が平成28年度に一般財源化されたことから、調査結果をもとに財調に反映させるというもので、見直しは妥当であると考えられることから、精査された区側の修正案に沿って整理する。	地域生活支援事業費について、国庫補助対象外となった自動車運転免許取得・改造助成費を追加し、算定を充実する。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	地域生活支援事業費について、算定内容（扶助費）を見直す。
32	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	本経費は平成26年度財調協議において新規算定されたものであるが、標準区経費の設定が据置きになっている。今回、区側の調査結果をもとに見直すことは妥当であると考えられることから、精査された区側の修正案に沿って整理する。	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費について、国庫補助・都補助対象経費を見直し、算定を充実する。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
33	区立保育所管理運営費（公設民営委託料）	区立保育所管理運営費で算定されている委託施設の管理運営委託経費は、全費目共通の変動率を乗じて金額を改定している。 区側提案は、この管理運営委託経費に保育士等の処遇改善を反映させるといものであるが、精査された区側修正案は妥当であると考えられることから、区側の修正案に沿って整理する。	区立保育所管理運営費について、処遇改善等の上乗せに伴い、増大している公設民営保育所の委託料を見直し、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	公設民営委託料について、算定内容（委託料）を見直す。
34	私立保育所施設型給付費等	施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費における加算率は、平成28年度財調協議において設定したものである。 待機児童解消に向けて保育所の設置が進んでおり、現在の実施状況をもとに見直すことは妥当であると考え。 処遇改善等加算Ⅱについても、平成30年度の算定に反映すべきとする区側の考えは妥当であるので、区側の修正案に沿って整理する。 なお、標準区経費の設定については、今後も実施状況を把握して検証すべきものとする。	私立保育所施設型給付費等について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。 処遇改善等加算Ⅱについては、平成29年度に創設され、調査時点で判明している結果をもとに標準区経費を設定しているため、対象施設数が異なっているものである。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	私立保育所施設型給付費等について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。
35	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費	施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費における加算率は、平成28年度財調協議において設定したものである。 今回、私立保育所と併せて実施状況を把握して見直すことは妥当であると考え。 処遇改善等加算Ⅱについても、平成30年度の算定に反映すべきとする区側の考えは妥当であるので、区側の修正案に沿って整理する。 なお、標準区経費の設定については、今後も実施状況を把握して検証すべきものとする。	私立認定こども園施設型給付費について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。 処遇改善等加算Ⅱについては、平成29年度に創設され、調査時点で判明している結果をもとに標準区経費を設定しているため、対象施設数が異なっているものである。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
36	利用者負担（保育所等）	<p>都側としては、これまでの財調協議でも示しているとおり、都区財政調整における基準財政需要額は、各特別区が合理的かつ妥当な水準において標準的な行政を行うために必要とされるべき額であり、子ども・子育て支援法における国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準や地方交付税の積算を踏まえると、都区財政調整における保育所等の利用者負担額の設定については、国基準によることが合理的かつ妥当な水準である、と考える。</p> <p>区側の発言に「実施主体である区が各々の状況を踏まえて利用者負担を決定しており」とあるが、まさしく、そのように各区が自主的に取り組まれている状況であるからこそ、標準的な経費としては位置付けられないと考える。</p> <p>この、保育所等の利用者負担の設定の議論において、区側から、今回の幹事会では特に、認可外保育施設に係る発言が見受けられた。</p> <p>認可保育所等と認可外保育施設では、その利用形態が異なるだけでなく、運営費についても、認可保育所等は、国からの運営費である公定価格が給付され、利用者負担額も区市町村が応能負担をもとに定めているが、認可外保育施設には、このような制度はない。</p> <p>都側としては、この項目では、認可保育所等に関する基準財政需要額としての利用者負担額の設定について、議論すべきと考えている。</p>	<p>保育所等の利用者負担について、特別区の実態を平成30年度財調に適切に反映させるべきと考える。国では、「幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指す」として、幼児教育無償化の検討がされている。区が行っている利用者負担の軽減は幼児教育無償化を重要課題と掲げる国の方針とも合致している。</p> <p>「地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上」を認可外保育施設利用支援事業の目的と位置付けるのであれば、同じ目的である保育所等の利用者負担の軽減も当然認められるべきと考える。</p> <p>国が定める水準を限度として、実施主体である区が各々の状況を踏まえて利用者負担を決定しており、現在、特別区において、国基準をそのまま保育料としている区がないことを鑑みれば、特別区の実態が合理的かつ妥当な水準であると考えます。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>
37	支払代行業務委託費（社会福祉費・老人福祉費・生活保護費・児童福祉費）	<p>支払代行業務委託費は平成16年度に設定して以降、単価が据置きとなっており、単価の見直しは妥当であると考えられる。</p> <p>あわせて、件数の見直しについても、区側修正案により精査されたことから、区側の修正案に沿って整理する。</p>	<p>給付費等に係る支払代行業務委託費について、単価を見直すとともに対象となる事業を整理し、算定を改善する。</p> <p>都側の意見を踏まえ、社会福祉費について、障害者自立支援給付等の支払代行業務委託費の件数に、他の事業区分に係る件数を含めるとともに、改めて標準区における件数を設定した。</p>	<p>障害者自立支援給付等、老人福祉施設入所措置費及び生活扶助費について、算定内容（支払代行業務委託費）を見直す。</p> <p>また、障害児通所支援事業費について、支払代行業務委託費を新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
38	健康増進計画・食育推進計画策定経費	健康増進計画と食育推進計画を一体のものとして策定することについては区側の説明に合理性があると考え、区案に沿って整理することに異論はない。 なお、経費について、各区における委託内容を整理したうえで経費を設定すべき点等があったが、区側修正案は都側の意見を踏まえ整理されたことから、区側修正案に沿って整理する。	健康増進法に基づく健康増進計画及び食育基本法に基づく食育推進計画の策定に係る経費について、新規に算定する。 健康増進事業と食育推進事業は共に住民の健康の増進を目的とし、施策としても密接に関連していること、また厚生労働省通知において、食育推進計画と健康増進計画の整合性を図ることが求められていることなどから、両計画を一体的に策定することには合理性があり、効率的かつ効果的な計画とすることができるものとする。 標準区経費の設定については、都側の意見を踏まえ、改めて数値を精査した。	健康増進計画・食育推進計画策定経費について、新規に算定する。
39	公害保健対策費（自動車騒音・振動・交通量調査経費）	法令等により、各区において実施が必要な事業であることは理解できる。 経費については、標準区における本事業の実施形態からみて精査すべき点があったが、都側の意見を踏まえ、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、区側調査結果により本事業における各区の調査地点数が概ね同水準であることが確認できたことから、固定費での設定については異論はない。	公害保健対策費について、自動車騒音常時監視、自動車騒音調査、自動車振動調査及び自動車交通量調査に係る経費を新規に算定する。 本調査の測定地点数は、必ずしも道路延長や道路面積に比例するものではなく、騒音・振動の発生レベルの高い幹線道路を中心に各区とも概ね10箇所前後で測定していることから、固定費による設定は妥当なものとする。 標準区経費の設定については、都側の意見を踏まえ、改めて数値を精査した。	自動車騒音・振動・交通量調査経費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
40	鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）	<p>経費について、各区间で単価や規模の乖離が激しいなど、このままでは標準区を設定することは難しく、また、アライグマ等の生息数と人口との相関性は無いものと考えられたが、これらの都側意見を踏まえ見直された区側修正案は、概ね合理的な水準となっていると考えられる。</p> <p>なお、平成32年度までの時限算定とすべきと都側が考えるのは、本事業に基づき対策が講じられた結果「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」の目標が達成され、計画終了年度である平成32年度末においては本事業について特別区全体で取り組む必要性が低下、もしくは失われると考えることによるものである。</p> <p>以上のことを踏まえ、平成33年度財調協議において本事業の算定継続の可否について改めて検討することを前提としたうえで、平成32年度までの時限的な算定として、区側修正案に沿って整理する。</p>	<p>鳥獣被害対策事業費について、アライグマ・ハクビシンの防除事業に係る経費を新規に算定する。</p> <p>都の防除実施計画終了後の特別区の実態の変化を反映することも必要であることから、平成33年度財調協議において本事業の算定継続の可否について改めて検討することを前提に、平成32年度財調までの時限的な算定とすることとしたい。</p> <p>都側の意見を踏まえ、各区の委託内容を精査し、改めて現場調査ほか3区分の単価と件数を設定するとともに、固定費による設定に見直した。</p>	<p>アライグマ・ハクビシン対策について、新規に算定する。</p> <p>なお、平成32年度までの算定とする。</p>
41	健康相談事業費	<p>小規模事業所従業者等健診については事業実施区の状況を見ても標準区として算定することが適当な規模とは言えないものとする。</p> <p>39歳以下の健康診査については、区案では保健所での直接実施と委託による実施が混在しているように見受けられ、標準区における本事業の実施形態はどのような形が適切かが判断できない。標準区での健康診査の実施形態や、健康診査対象者の範囲及び実施回数について、単に決算額を満たすよう設定するのではなく、特別区において合理的かつ普遍的な事業とはどのような内容、規模なのかという観点で設定すべきである。そのような観点により標準区が設定されているのであれば、本事業における算定を否定するものではない。</p>	<p>健康相談事業費について、算定対象を「39歳以下の健康診査」と「行政対応が必要な小規模事業所の従業員向け健康診査と障害者健康診査」に整理し、算定を充実する。</p> <p>39歳以下の健康診査については、19区で実施する普遍性のある事業であること、また厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」の中でも、「特定保健指導対象者を減少させる上で有効であると考えられる」とされている。</p> <p>それらを踏まえれば、区側としては標準区経費の設定方法については課題はあるものの、事業としては財調上算定されるべきものとする。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
42	予防接種費（事務経費）	厚生労働省の「定期接種実施要領」ではA類疾病、B類疾病の別はなく、また当該要領から見る予防接種における事務内容を見てもこの両者を合わせて実施することについて特段の不合理性は無いと思われることから、事務経費の統合については区案のとおり整理する。 なお経費について、区側の示す各区の実施状況を確認する限り、本事業における標準的な事務を整理の上経費を設定すべきと考える点があったが、都側の意見を踏まえ精査されたことから、区側修正案に沿って整理する。	予防接種費について、予診票等の封入封緘委託経費を追加算定するとともに、事務経費の算定を充実する。また、各々の事業で算定している事務経費をA類疾病の予防接種費に統合する。 都側の意見を踏まえ、改めて算定内容を精査し、「予診票等の印刷と封入封緘は委託し、発送は区が直接行う」ことを標準区の実施体制として整理するとともに、一部固定費による設定に見直した。	事務経費について、算定内容（経費全体）を見直す。 また、事務経費をA類疾病の予防接種費に統合する。
43	予防接種費（接種率等）	一部接種費について接種率が100%を超えているものがあり、この要因の一つとして、過年度に接種を受けるべきであった者が当該年に受けていることがあると考えられるため、接種率の設定にあたっては複数年の結果をもって見直すことが適当と考えるところであったが、都側意見を踏まえ再設定されたことから、区側修正案に沿って整理する。 なお、「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」を「ジフテリア・破傷風」と名称変更することについては妥当であると考えられることから、区案のとおり整理する。	予防接種費について、A類疾病の四種混合ほか5予防接種の接種率等を見直し、予防接種委託料の算定を充実する。また、「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」の名称を「ジフテリア・破傷風」に変更する。 複数年の実績をもとに見直すことに異論はないことから、日本脳炎Ⅱ期を除き複数年の実績をもとに改めて標準区経費を設定した。	接種率等について、算定内容（委託料）を見直す。 なお、「ジフテリア・百日ぜき・破傷風」の名称を「ジフテリア・破傷風」に変更する。
44	自殺防止対策事業費	区案は各区の経費にばらつきがある中で、本事業の標準的な事業実施内容を検討したうえで再設定すべきと考える点があったが、都側意見を踏まえ精査されたことから、区側修正案に沿って整理する。 なお、区側から提案のあった平成31年度以降の都区財政調整における本経費の設定方法については、異論はない。	自殺防止対策事業費について、東京都地域自殺対策強化補助事業補助金の対象事業や補助率の見直しを踏まえ、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、標準的な実施事業として「人材養成事業」、「普及啓発事業」及び「若年層対策事業」の3事業を設定した。その上で数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、平成31年度財調以降の標準区経費については、今回設定した3事業の直近の都補助実績に基づく設定とすることが適当であるとする。	自殺防止対策事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
45	性感染症対策費	区案は各区の実態に基づき整理されており、妥当であることから、区案に沿って整理する。	性感染症対策費について、健康相談事業費で算定されている性感染症検査を統合し、算定を改善する。	性感染症対策費について、算定内容（経費全体）を見直す。
46	環境衛生費（水質検査）	区案は各区の実態に基づき整理されており、妥当であることから、区案に沿って整理する。	環境衛生費について、健康相談事業費で算定されている水質検査に係る経費を統合し、算定を改善する。	水質検査について、算定内容（委託料）を見直す。
47	精神保健対策費	両事業の統合については、事業の内容及び各区の実態からみて妥当なものと考えられることから、区案のとおり整理する。 経費についてであるが、各区間の数値にばらつきがあるまま設定されており妥当とは言えず、標準的な事業内容について整理検討したうえで改めて設定すべき点があったが、都側意見を踏まえ精査されたことから、区側修正案に沿って整理する。	精神保健対策費について、精神保健相談事業費を統合し、算定を改善する。 都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	精神保健対策費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
48	清掃費の見直し	<p>区側提案については、ここ数年のごみ量の減少傾向を反映し設定された標準区ごみ量を基に「収集運搬モデル」が改定されている。これに併せて処理処分費などについて、経費が整理されており、清掃事業の実態を踏まえていると考えられる。</p> <p>しかしながら、都側の考えと異なる点もある。</p> <p>1点目として、事業系ごみにかかる廃棄物処理手数料設定の考え方と、これに関連する密度補正及び態容補正についてである。これらについては、平成24年度財調協議以降、都区の見解が異なり議論を重ねてきた。平成29年度財調協議においても見解が異なり、引き続き検討すべき課題として位置づけた。</p> <p>従前から述べているように、事業系ごみの処理に係る経費は、自己責任処理の原則に立ち、本来、すべて廃棄物処理手数料で賄われるべきである。この観点から、都側としては、事業者に対する自己責任処理を徹底するために適正な廃棄物処理手数料を設定することが清掃事業の「あるべき需要」であり、密度補正及び廃棄物処理手数料の態容補正の両補正を廃止すべきであると考え。</p> <p>2点目として、「3年ごとを基本とする見直し方法」についてである。</p> <p>23区のごみ量は、近年減少が続く一方、測定単位である人口は増加している。</p> <p>こうした状況下において「3年ごとの見直し」という取扱自体が、清掃事業の実態と財調算定とが乖離する原因となっている。これについては平成29年度財調協議でも述べたとおりである。</p> <p>より適切な算定方法に見直していくという観点から、この「3年ごとを基本とする見直し方法」についても、見直しが必要であると考え。</p> <p>現在は、3年に1度の大幅な見直しを行いつつ、人口や、態容補正にかかる基礎数値については毎年度、算定に反映させる仕組みとなっている。</p> <p>より清掃事業の実態に即した算定とするために、現在の見直しに固執することなく、効果的・効率的に毎年度、実態を反映できるような算定方法を模索すべきと考える。</p>	<p>今回の見直しは、「標準区ごみ量については3年程度を基本に見直す」という都区の確認をもとに、前回の見直しから3年が経過することから、清掃費全体について実施するとともに、次の3つの視点に立って見直しを行う。</p> <p>まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」である。</p> <p>ごみ量と人口を直近の平成28年度実績に更新するとともに、近年各区で実施が進んでいる不燃ごみのピックアップ回収による資源量をごみ量に加算し、設定している。</p> <p>2点目は、「収集運搬モデルの改定」である。</p> <p>見直し後の標準区ごみ量と平成29年度の各区の収集作業計画をもとに、前回改定時と同様の手法を用いて収集運搬モデルを改定している。</p> <p>3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離の生じている項目の見直し」である。</p> <p>作業運営費やリサイクル推進事業費など特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、11項目について算定の改善を図っている。</p> <p>今回提案した手数料単価は、自己処理責任の原則及び受益者負担の原則に基づいた23区統一の考え方により算出した手数料原価まで引き上げられており、設定方法を含め排出事業者が負担すべき妥当なものであると考えている。そのため、事業系ごみの収集にかかる経費と手数料収入には一定の乖離が生じることは必然であり、この乖離部分を事業所数により調整する両補正は、財調算定上必要なものと考え。</p> <p>現行の「3年ごとを基本とする見直し方法」については、単にごみ量を毎年度見直すだけでは清掃事業の実態と財調算定の乖離を適正に解消することはできないことから、これまでどおり3年ごとを基本に清掃費全体を見直ししていくことが妥当であると考えている。</p>	<p>清掃費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
49	公衆浴場助成事業費	<p>公衆浴場助成事業費については、平成27年度財調協議において区側から提案があり、公衆浴場の箇所数と合わせて経費単価の見直しを行ったところである。</p> <p>都福祉保健局の資料によると、それ以降も区部において毎年20か所程度の浴場数が減少している。</p> <p>区側の調査結果により、平成27年度財調協議時点と比べ、浴場の老朽化による施設整備経費や燃料費高騰の影響による助成経費が増加したことは確認できた。</p> <p>しかしながら、老朽化対応、バリアフリー化・省エネ対策等の経費は突発的な要素も強く、年度間でのばらつきもあることが想定される。こうしたことから、事業の目的、実施内容、計上されている経費、決算等を複数年度について分析し、傾向を把握するなど十分な検証を行った上で、より適切な標準区経費を設定すべきと考える。</p>	<p>公衆浴場助成事業費について、公衆浴場数及び助成単価を見直し、算定を充実する。</p> <p>平成27年度財調協議で公衆浴場の箇所数及び経費単価を見直した以降も特別区の公衆浴場数は減少している。一方、各区の実態から公衆浴場に対する助成費は、拡充されていることも確認できた。</p> <p>この状況は、平成27年度財調協議時と同様であり、今回見直しの必要性を確認し、当時と同様の手法により、標準区経費を設定するものである。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
50	商工振興費（工業振興費助成）	<p>工業振興費助成については、平成21年度財調協議において区側から提案があった。</p> <p>区側の実態を踏まえ、標準区において核となる事業を整理した上で、一つひとつの事業について、内容を十分に把握し、検討した結果、新規算定したものである。</p> <p>しかしながら新規算定した平成21年度財調協議から10年近くを経ているため、特別区を取り巻く状況や継続して実施されている事業の実施目的・内容等は変化していると考えられる。</p> <p>そのため、区ごとで行われている事業について、一つひとつ実施目的・内容・計上されている経費の精査・分析、傾向の把握などを十分に行う必要がある。</p> <p>その上で、継続事業も含め改めて標準区において核となる事業を整理し、より適切な標準区経費を設定すべきと考える。</p>	<p>商工振興費について、包括算定されている工業振興費助成全体を見直し、算定を充実する。</p> <p>各区の実態から、本経費で算定されている各事業が特別区において継続して実施されており、経費については、増加していることが確認できた。</p> <p>また、財調では算定されていないが、特別区の産業を活性化すべく、区内の優秀技術者を表彰するなど、地域企業力向上のための事業を広く行っていることも確認できた。</p> <p>これらを踏まえ、算定されている3本の柱立てを充実するとともに、新たな柱立てを追加する提案を行う。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
51	都市整備総務費 （緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費）	都の「都市計画公園・緑地の整備方針」においては、区部における108haの公園・緑地の整備促進や28haの河川沿いの緑の保全・創出などを目標に掲げ、都と区市町合同で策定している。また、「みどりの新戦略ガイドライン」では、区部のみどり率2割増を目標の一つに掲げており、都民や民間事業者、基礎自治体と都の目標の共有が重要視されている。このような状況を踏まえると、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画について、都の都市計画公園・緑地の整備方針等と不可分の関係にあると言えることから、標準的な需要として、妥当なものとする。しかしながら、区側提案には、標準区経費として妥当でない経費が含まれていることから、当該経費を除外し、改めて標準区経費を設定した。	都市整備総務費について、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定に係る経費を、新規に算定する。都側修正案は、概ね合理的かつ妥当な水準と考えることから、都側修正案に沿って整理する。	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定経費について、新規に算定する。
52	道路占用料	特別区の実態を踏まえ、平成28年度財調協議と同様の方法を用いた見直しであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。	道路占用料について、特別区における平成28年4月の改定を踏まえ、算定を改善する。	道路占用料（特定財源）について、算定を見直す。
53	公園使用料・占用料	特別区の実態を踏まえた平成28年度財調協議と同様の方法を用いた見直しであるが、公園面積が補正後数値で約798,700㎡増加している一方で、決算額の合計が約5,900万円も減少しており、固定資産税評価額の評価替えに伴い、公園占用料における特別区統一単価の価格が上昇している実態を踏まえると、決算額が減少している理由が不明確である。したがって、不明確な内容を再度検証した上で、標準区経費を設定する必要があると考える。	公園占用料について、特別区における平成28年4月の改定を踏まえ、算定を改善するとともに、公園使用料についても算定を改善する。一般公園については、各区の実施実態を踏まえ前回見直した平成28年度財調協議と同様の考え方で整理したものである。また、河川敷公園についても、一般公園と同様の考え方で標準区経費を改善していることから、今回の見直しは妥当なものとする。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
54	特別区債（道路改良）の見直し、 【態容補正】道路・橋りょうの新設及び拡幅等の特別区債、公債元利償還金の見直し	<p>「道路改良」における特別区債及びその元利償還金を廃止するという点については、区側から「道路改良における特別区債の算定については、特別区ではほぼ実績が無いことから、その元利償還金を含め廃止」と提案があったことから、実態を踏まえて見直すことに異論はない。</p> <p>「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」における特別区債及びその元利償還金を新設する点について、本態容補正は、特別区債及びその元利償還金を算定に含めない内容で現在まで算定してきた以上、区側が、今回新たに特別区債及びその元利償還金を設定すると提案するのであれば、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」において、その多くが起債している実態等を分析した上で、新たに設定することの必要性を提示していくことが必要と考える。その上で、区側も認めるように特別区に本態容補正における起債の実績は3区7件と大変少ない状況であることから、見直しの必要はないものとする。</p> <p>「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」に乘じる係数「3/4」についてであるが、本態容補正は、都市計画交付金の対象にならない道路事業を対象にしており、各区がそれぞれの政策的判断に基づき、その時々の状況や事情を踏まえて行われる事業である。他方、都市計画に基づく道路事業は、都市計画に定められた道路について、計画の見直しがなされない限りいずれは、事業化されるものであり、需要の「4/4」が算定されている。したがって、両者の違いは明白であり、需要の算定割合に差を設けている現行算定は、妥当であるとする。</p>	<p>道路改良における特別区債の算定について、元利償還金を含め廃止する。</p> <p>また、「道路・橋りょうの新設及び拡幅等にかかる態容補正」について、加算額を算出するにあたり、事業費から実際の特別区債発行額を特定財源として差し引き、さらに、その元利償還金について「その他諸費」の「公債元利償還金」において新たに算定するよう見直す。</p> <p>加えて、態容補正の加算額を算出するにあたり、事業費に乘じられている係数「3/4」について、根拠が不明確であることから廃止する。</p>	<p>特別区債（道路改良）について、元利償還金を含め算定を廃止する。</p> <p>【態容補正】道路・橋りょうの新設及び拡幅等については、協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
55	【小・中学校費】 学校運営費（ICT支援委託）	「教育のICT化に向けた環境整備4か年計画」の計画期間が平成29年度までであること、また地方交付税の算定が当該計画に基づくものと考えられることから、ICT支援に係る平成30年度以降の見通しは不透明であり、現時点においては基準財政需要額に算定すべきではないと考える。 しかしながら、次期学習指導要領にICTを活用した学習活動の充実といった内容が盛り込まれていることから、今後の必要性を否定しているわけではなく、国の次期計画においてICT支援に関する内容が定められた場合など、改めて検討する余地はあるものとする。	学校教育におけるICT活用の充実に向けて、教職員のICT機器活用のサポート等を行うICT支援委託に係る経費を新規に算定する。 次期学習指導要領においてICTを活用した学習活動の充実といった内容が規定されており、今後さらに必要性が高まるものと認識している。国の計画や指針に基づき地方交付税で措置される経費であることや、特別区における実施実態を鑑みれば、当然に財調算定すべきものである。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
56	【小・中学校費】 学校運営協議会等経費	法改正で努力義務化され、学校運営のあるべき姿とされたのは類似型の学校運営協議会や学校評議員ではなく、学校運営協議会のみである。 学校運営協議会を導入している区の実績は8区のみであり、普遍性に疑義がある現在において、基準財政需要額として算定することは妥当でない。	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことから、学校運営協議会に係る経費と、関連する学校評議員に係る経費について、新規に算定する。 類似型の学校運営協議会や学校評議員を含めた標準区経費の設定は、学校運営協議会制度の目指す「地域とともにある学校」の実現に向けた各区の取組を適切に反映するものとする。	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
57	いじめ問題対策委員会等経費	区側提案は平成28年度財調協議の結果を踏まえ提案されたもので、標準区経費として合理的かつ妥当な水準になっていることから、区側提案に沿って整理する。	いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ問題対策委員会等に係る経費について、新規に算定する。	いじめ問題対策委員会等経費について、新規に算定する。
58	P T A活動推進費	各区で支援対象や内容にばらつきがあり、あるべき需要の設定にさらなる精査が必要であることから現時点では算定すべきではないと考える。	補助金の交付や研修会の実施など、P T A活動推進に係る経費について、新規に算定する。 P T Aに対する支援は特別区に限らず、他の市町村においても実施されており、都がP T Aリーダー研修等を実施している点からも、その必要性は明らかである。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
59	私立幼稚園協会補助事業費	幼稚園協会へ補助を実施している実態及び事業規模のみを理由に基準財政需要額として算定するものではなく、補助の内容について、さらなる精査が必要であることから現時点では算定すべきではないと考える。	私立幼稚園の振興と教育内容の充実を目的に実施される、私立幼稚園協会補助事業に係る経費について、新規に算定する。 各区で長年実施されている普遍的な事業であり、財調算定すべきものとする。	協議が整わなかった項目として整理する。
60	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	各区の保育料に対する単独加算額に大きな幅があること、補助対象者に対して所得制限を設定しない区が大半を占めていることから、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものとして財調上算定すべき標準的需要とは言えないものとする。	区立幼稚園等との負担格差軽減を図るため、私立幼稚園等を利用する子どもの保護者に対し、保育料の補助を行う経費について、新規に算定する。 本事業は、保護者が選択できる保育サービスの裾野を広げる上で、特別区における喫緊の課題である待機児童解消に資するものであり、国における幼児教育無償化の動向等を踏まえれば、標準的な需要として財調算定すべきものとする。	協議が整わなかった項目として整理する。
61	音楽鑑賞教室	基準財政需要額に算入された昭和54年当時と比較して、児童生徒が音楽に触れる機会が増加した現在においては、財調算定された当時の趣旨があてはまるとは言えず、基準財政需要額の充実を図る理由がない。	音楽鑑賞教室について、各区の実態と財調算定に乖離が生じているため、算定を充実する。 音楽鑑賞教室は、学習指導要領に基づき実施されており、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、学校教育における文化芸術活動の充実といった内容が示されている点からも、その必要性は明らかである。当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、算定を見直すべきである。	協議が整わなかった項目として整理する。
62	私立幼稚園施設型給付費	施設型給付費の処遇改善等加算について、標準区経費にかかる加算率は、平成28年度財調協議により設定したものである。今回、区側の調査結果による標準区経費の見直しは妥当であることから、区側提案に沿って整理する。	私立幼稚園施設型給付費について、処遇改善等加算に係る経費を見直し、算定を充実する。	私立幼稚園施設型給付費について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
63	<p>【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）</p>	<p>現在の建築工事・土木工事単価における物騰率の算出方法は、平成29年度財調協議でも申し上げたとおり、これまでも急激な景気変動時であっても物騰率の算出方法を変更しておらず、急激な価格増減の影響を反映しにくい現在の物騰率算出方法は、過去の単価等の減少局面においても増減を繰り返しており、長期的に見れば特別区の実態を反映した合理的な推計方法と考える。また、財調上の物騰率が各区建築予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価の変動率と比較して、その差も大きくないことから、見直しの必要はないと考える。</p> <p>平成26、27年の2か年分の急激な上昇率を踏まえて算出した工事単価は、あくまで臨時的なものであり、現行の物騰率により算出した工事単価が、各区の建築予算単価や国土交通省公共工事設計労務単価などの実態と比較して、乖離しているかどうか毎年度検証する必要があると考える。</p> <p>その上で、都としては、平成30年度における土木・建築工事単価を臨時的な需要として整理したい。</p>	<p>平成29年度財調協議では、建築工事・土木工事の工事単価について、特別区の実態との乖離が大きくなっている状況を踏まえ、区側から、各区予算単価や国土交通省・公共工事設計労務単価の上昇率を反映した工事単価となるよう改善するとともに、今後も同上昇率に基づき改定されるよう、物騰率算出方法を見直すことを提案した。</p> <p>区側としては、現行の物騰率が特別区の実態に即したものになっていない以上、物騰率算出方法を見直し、実態を適切に反映した工事単価となるよう改善するべきという考えに変わりはない。</p> <p>しかしながら、本来あるべき物騰率算出方法の見直しは、昨年度の協議経過や現在の財源状況を勘案すると、自主自律的な観点から今後の協議課題とせざるを得ないと考えており、工事単価の設定については、昨年度の整理に沿った形で提案することとする。</p> <p>一方で、都側は、工事単価の上昇分の反映について毎年度協議する必要があるとの見解であったが、変動率が安定的に推移している現状においては、その必要はなく、今後大きな状況の変化があった場合に、改めて検討していくべきものと考えている。</p> <p>今回も都区双方の意見を一致させることは困難であるので、誠に不本意ではあるものの、暫定的な措置として、都側の主張どおり臨時的な需要として整理せざるを得ないと考える。</p> <p>区側としては、公共施設の改修・改築需要が高まる中であって、工事単価の算定が特別区の実態と大きく乖離している状況を危惧している。今後も、工事単価の上昇分の反映について、普遍的な需要として標準算定することができない状況が続くのであれば、工事単価の積算自体を見直し、各種工事単価を再設定することも含めて、次年度以降、検討していく必要がある。</p>	<p>投資的経費に係る工事単価について、平成26、27年の2か年分の上昇率を反映した算定とする。</p> <p>なお、単年度の算定とするが、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目<追加提案>

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	国民健康保険事業助成費（国保制度改革）	<p>平成30年度の国民健康保険制度改革により、特別区の国民健康保険財政についてもその構造が大きく変わるが、原則的に特別区の国民健康保健事業特別会計上、予期しない医療費増や保険料収納不足等の発生による法定外繰入金は想定されていない。</p> <p>こうしたことから、今般の制度改革を受けた都区財政調整制度における国民健康保険事業助成費のあるべき需要は「国民健康保険法」や「国民健康保険法施行令」といった法令等に基づき設定されることが適切と考えるところである。</p> <p>このような観点で区側の提案内容を確認したところ、標準区の設定は原則として法定内繰入金に限られており、都側の考え方と大きく変わるものではない。</p> <p>なお激変緩和措置については平成35年度末までの算定であり、平成36年度からは法令に沿った形での標準区設定となることを前提として区案のとおり整理する。</p>	<p>標準区の設定について、制度改革の主旨等を踏まえ国政令基準とし、標準算定では法定内繰入金のみを算定する。</p> <p>あわせて、現行の態容補正Ⅰ、態容補正Ⅲ、態容補正Ⅳについて廃止し、新たに保険料軽減にかかる法定外繰入金を、区ごとの「保険料必要額シェア」により加算する態容補正と、制度改革後、急激な保険料上昇を抑制するために導入される激変緩和措置の影響を調整する態容補正を新設する。</p>	<p>国民健康保険事業助成費について、算定内容（経費全体）を見直す。</p>

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	特別交付金	<p>現行の特別交付金の割合は、平成19年に都と区の協議を経て、調整税の配分割合の変更と併せて財調条例本則を2%から5%に改正したものである。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。</p> <p>これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、現行割合の5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実に受け止めるためには、現行の5%が必要であると考えている。</p> <p>次に、特別交付金の算定ルールについて、「各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認する」とのことであるが、地方自治法施行令において、「特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」とされているなど、あらかじめ都と区とで、特定の事項について算定することを約束するものではない。都は、申請があった案件について、申請内容を1件1件精査した上で、算定している。</p> <p>また、現行の算定ルールは、透明性・公平性確保の観点から、都区合意に基づき策定されており、「3つの視点に基づき、具体的な算定メニューとして例示」したとする事項についても、この算定ルールもしくは「東京都総務局行政部政課の通知」において、算定対象として明記されていることから、改めてこのような整理は不要と考える。</p> <p>このため、都側としては、現時点において算定ルールを見直す必要はないと考えている。</p>	<p>「特別交付金の割合の引き下げ」及び「算定の透明性・公平性を高めること」の2点について提案する。</p> <p>平成29年度財調協議において普通交付金の財源不足により、区側提案の見直しを行っていることから、普通交付金の割合を引き上げる必要があると考える。</p> <p>一方、昨年度協議において、区側から算定ルールの改善を都区で検討する事務協議の場の設置を求めたのに対し、都側からは「都と区の協議により策定した算定ルールに則って適切に算定しており、透明性・公平性は確保されている」、また、「現時点で算定ルールを見直す必要はなく、ルールの見直しが必要と考えるのであれば、区側で具体的な検証が必要」との認識が示され、協議不調となった。</p> <p>しかしながら、今回、区側における具体的な検証の一環として各区へ実施したアンケート調査の結果、「不透明である」と感じている算定が多々存在することが確認されたことから、現在の算定ルールにおいて算定メニューの例示が可能と考えられる、『地方交付税における特別交付税の算定事業』、普通交付金の過去の協議において『普遍性の観点から協議不調もしくは算定廃止になった事業』、『特別交付金の3月交付分に関する東京都総務局行政部政課の通知に記載された事業』の3つの視点に基づき、具体的な算定メニューを例示した。メニュー化の趣旨としては、各区分の算定内容を限定列挙したり、例示したメニューに当てはめて申請することを想定しているものではなく、透明性・公平性を高める観点から、各区分で少なくとも算定されるべき内容を都区で確認することを目的としている。</p> <p>都区で過去に確認している現在のルールに加え、各項目に該当する具体的なメニューを例示し、今後も追加・更新していくことで、算定ルールをより適正に運営することが可能となり、算定の透明性・公平性を高めることに繋がると考えている。</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	減収補填対策	<p>年度途中の調整税の減収対策についてだが、減収補填債のうち赤字債部分は、大幅な減収があったことだけをもって発行が認められる訳ではなく、5条債を充当してもなお、適正な財政運営を行うために必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に限り、発行が認められるものである。</p> <p>減収補填対策について、国に対して働きかけをしていくにも、ただ単に仕組みがないという制度上の問題だけではなく、区ごとの財政運営上の必要性を踏まえ、見直しを提起していくことが必要であると考え。区側で行ったシミュレーションについて、都はその内容の是非を述べる立場にはないが、都側がイメージするシミュレーションとしては、大幅な減収という状況に対し、各区がそれぞれにおいて、歳出削減や基金の取り崩し、起債や振興基金の活用を図ってもなお赤字債発行をしなければならない状況になるということを具体的に示すようなものと考え。区が国に対して働きかけをしていくにも、このような整理は不可欠であると考え。</p>	<p>調整税の一定割合は特別区の固有財源としての性格を有する以上、都税であることを理由に、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区だけが講じられず、それに代わる方法すら無いのは、制度上問題である。平成29年度財調協議における都側の見解を受けて、今回、区側では、実際に起こりうる事態を想定した財政上のシミュレーションを行っている。</p> <p>まず、特別区が一般の市町村と同様の減収補填対策が可能と仮定した場合、リーマンショックの影響が表面化した平成21年度のケースでは、600億円規模の減収補填債特例分を発行できる想定になるが、特別区は減収補填債を十分に活用できなかったこともあり、財調基金の取崩し等により対応した経緯がある。</p> <p>一方で、リーマンショック級の経済危機が発生した場合と、激甚災害が発生した場合について、特別区における初年度の影響額を試算したところ、それぞれ1,500億円、1,400億円規模の減収が想定されることが明らかになった。財調基金積立額は景気状況の変化に左右されやすく、最悪の場合、枯渇することも十分に考えられる。そのような状況下で、経済危機や激甚災害が発生した場合、発生初年度において、年度途中の大幅な減収に対応できないことが想定しうると考えられる。</p> <p>以上のことから、一般の市町村がとりうる減収補填対策に見合う対応策を特別区が講じられるよう、都と区で早急に検討を進めていく必要がある。</p> <p>今回は、シミュレーションの内容について都区の考えを一致させることはできなかったが、具体的な対応策の構築に向けて、一步を踏み出すことができたことを前向きに捉え、次年度改めて、都側の見解にあるように「各区それぞれの状況」を踏まえた検証を行い、提示していきたい。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>
	(調整税に係る過誤納還付金の取扱い)	<p>調整税に係る過誤納還付金については、平成22年度以降、毎年200億円余、平成21年度に至っては800億円近い額となっている。</p> <p>都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、今年度も引き続き国へ法改正の提案要求をしているものである。</p> <p>都としては、ぜひとも区側の理解をいただき、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いする。</p>	<p>都においては平成17年度以降、毎年、区と合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っているが、これは都区の信頼関係に係わることであり改めていただきたい。また、区側にその負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であると考えている。</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	都市計画交付金		<p>都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、全ての都市計画事業の交付対象化、交付率の上限撤廃等、抜本的な見直しを提案する。また、都市計画事業の都区の実施実態等について検証を行うため、大都市事務として都が行う都市計画事業の実施規模や、その財源とされている都市計画税の充当状況等、必要な情報の提示を求める。</p> <p>都市計画交付金の一般財源分が、普通交付金の財源を圧迫している状況にあり、平成29年度財調協議においては、基準財政需要額に対する普通交付金の財源不足が生じ、区側提案の一部見直しを行った。このような状況からも、区側としては早急に都区で議論を重ね、課題の解決に向け検討すべきと考えているが、これまでも繰り返し区側から主張しているにも関わらず、実質的な議論なしに毎年度の財調協議は終了している。本来的には、財調協議の場で議論すべきと考えるが、本年8月の都への予算要望等でも申し上げているとおり、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することを含め、是非とも協議に応じていただきたいと考える。</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	児童相談所関連経費	<p>児童福祉法改正を受け、特別区も「児童相談所を設置する市」として政令指定を受けることが可能になったことは承知しているが、改正後においても都道府県については引き続き児童相談所の設置及び運営に係る業務が義務付けられている。</p> <p>このため、従来行われてきた、清掃事業や保健所に係る事務における都区の役割分担の変更と同様のものとは考えていない。</p> <p>次に、特別交付金における取扱いについてであるが、特別交付金とは、地方自治法施行令で普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められている。</p> <p>特別交付金は、法令の規定に基づき都と区とで合意した算定ルールに則って算定されていることから、児童相談所の設置にあたり発生する準備経費についても、このルールに則って取り扱うべきものと考えている。</p>	<p>児童福祉法改正を受け、中核市同様、特別区も政令の指定を受け児童相談所を設置できることとなり、希望する22区において、都から児童相談所事務の円滑な移行をめざして、準備を進めているところである。</p> <p>児童相談所の設置に関連する経費については、設置する当該区において発生する新たな需要であることから、都区財政調整の基準財政需要額に算定するとともに、その規模に応じて都区間の配分割合を変更すべきであると考えている。</p> <p>中核市が政令の指定により児童相談所を設置した場合には、地方交付税において基準財政需要額の算定が府県分から市町村分に移されることにより財源保障がされ、その地方交付税制度のもと、個々の特別区の財源保障制度として「都区財調制度」があって、特別区が児童相談所を設置した場合にも、都区財調の基準財政需要額に算定され、財源保障されるべきものである。</p> <p>さらに、政令で指定された特別区が児童相談所を設置することで、法律上、その事務が特別区の事務となることから、児童相談所が設置された特別区の区域においては、都と区の役割分担の変更が生じることとなり、その規模に応じて都区間の配分割合を変更すべきと考えている。</p> <p>児童相談所等の設置に伴う準備経費については、普通交付金による算定として整理するまでの当面の間、特別交付金により算定すべきである。あわせて設置時期によって各区の算定額に不公平が生じないようにするため、算定区分を統一し、交付率についても「2/2」で統一すべきと考えている。</p> <p>設置を希望する特別区が、早期に児童相談所を開設し、都から権限を移して、区側で責任を持って運営していくためにも、是非とも前向きな対応をお願いしたい。</p>	<p>次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。</p>

3 財源を踏まえた対応

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源を踏まえた対応	<p>平成30年度の財源状況を踏まえ、待機児童対策のための保育所等整備費を算定すべきとの提案である。また、今後、消費税率10%段階における市町村民税法人分の更なる国税化など、都区を取り巻く厳しい財政環境を踏まえ、財政健全化の観点から、過去の起債の元利償還経費を前倒し算定すべきとの提案である。</p> <p>以上の提案については、都側としても異論はないので、区案のとおり整理する。</p> <p>まず、保育所整備等対応経費について、臨時的に追加算定を行う。平成31年度に見込まれる事業量について前倒しで算定する。</p> <p>次に、財政健全化対策である。都市計画交付金の地方債収入相当額については、翌年度以降4か年の均等分割により算定しているが、平成30年度算定額に追加して、過去の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、平成31年度及び32年度の算定額を前倒しで算定する。また、過去の義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額について平成30年度償還予定額に追加して未償還金額を前倒しで算定する。</p>	<p>改めて平成30年度財源見通しが示され、地方消費税交付金について税制改正による減額が見込まれるものの、調整税において増額が見込まれることから、普通交付金の財源は所要額に比べ上回る見込みであるとのことだった。</p> <p>今回の協議において、必ずしも全ての事業で都区の考え方を一致させることができず、いまだ区の需要が財調に反映しきれていない。区側としては、需要額算定すべき事業が依然として多数あると考えているが、一方で、各区では喫緊の課題である保育所等の待機児童対策などに、積極的に取り組んでいる状況がある。</p> <p>このことから、協議状況及び特別区の現状を踏まえ、次のとおり2点を提案する。</p> <p>1点目は、各区で待機児童対策のため保育所等の整備を前倒しして取り組んでいる状況を踏まえ、その対応経費を算定することを提案する。</p> <p>2点目は、今後、消費税率10%段階において市町村民税法人分の更なる国税化の影響が生じることを踏まえ、特別区の財政健全化の観点から、過去の起債の元利償還経費について前倒し算定を行うことを提案する。</p>	<p>保育所整備等対応経費の臨時的算定、義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定の3項目について整理する。</p>

平成29年度都区財政調整（再調整）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	29年度の対応	<p>この普通交付金の再算定にあたっては、平成29年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目について検討を進めている。</p> <p>投資的経費に係る建築工事単価の見直しに係る、平成29年度フレームでの割落とし分の復元分、都市計画交付金の地方債収入相当額について、翌年度以降4か年の均等分割により算定しているが、将来の財政負担を軽減するため、一部前倒しでの算定、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い必要となる実態調査などの民泊対応経費、オリンピック・パラリンピックに係る気運醸成や、各区が取り組んでいる施設整備など、大会後のレガシーを見据えた取組に要する経費、待機児童対策としての保育所整備費、保育所整備助成費、これらの項目について、再調整で算定すべきと考える。</p> <p>平成29年度再調整に係る追加提案について申し上げるが、先の幹事会で、待機児童解消に向けた保育所整備等対応経費や民泊対応経費など、各区に共通する緊急的な需要での対応を検討しているとお伝えした。</p> <p>また、区側からは平成29年4月の施設型給付費等に係る処遇改善等加算の改正に伴う経費などについて、算定すべきとの発言があった。</p> <p>項目の一つ目は、保育所整備等対応経費として、待機児童解消に向けた保育所整備費、保育所整備助成費を、平成29、30年度に見込まれる事業量2か年分について臨時的に算定するとともに、平成29年4月の施設型給付費等に係る処遇改善等加算の改正に伴う経費を算定する。</p> <p>二つ目は、民泊対応経費について、平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い必要となる実態調査などの経費を算定する。</p> <p>最後に、投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）を算定する。</p>	<p>都側から、再調整項目として5項目の提案があった。過去の再調整においては、年度当初の法改正等に対し、協議の時期などの理由で対応しきれなかった事業、年度途中の状況変化により発生した、各区に共通する臨時的・緊急的に対応すべき経費や、これまで抑制してきた区側の切実な需要への対応を基本に、算定してきた経緯がある。都側の提案には、これまでの考え方を転換するようなものも一部含まれていることから、慎重に検討することが必要と考えている。</p> <p>区側としては、まずは本来平成29年度の当初に算定すべき内容が、昨年度の協議等により未算定となっている事業について、優先的に算定すべきと考える。具体的には、平成28年度から開始されている自動通話録音機貸与事業や、区立保育所管理運営費の公設民営委託料の増額が挙げられる。</p> <p>また、年度途中の制度改正などにより、現在未算定となっている事業についても算定すべきである。対象事業としては、平成29年4月の施設型給付費等に係る処遇改善等加算の改正に伴う経費や、認証保育所運営費等事業費の単価改定に伴う経費が挙げられる。</p> <p>以上のほかに区側の緊急的な需要として、近年特別区が直面する少子高齢化への対策、また喫緊の課題である待機児童対策などに対応するための経費が、基準財政需要額に十分に反映されていない状況であることから、それらを福祉にかかる総合的な需要費として算定すべきと考える。またあわせて、各区で抱える公共施設の老朽化に対応するため改築・改修経費の算定改善を図るべきと考える。</p> <p>今回示された都側追加提案を見ると、区側から提案した再調整項目については一部しか盛り込まれていないが、その他の項目についても概ね区側の考え方と一致するものであることから、平成29年度再調整については、都側追加提案に沿って、整理したい。</p>	<p>保育所整備等対応経費の臨時的算定、民泊対応経費、【投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（建築工事）の3項目について整理する。</p>